

避難行動要支援者支援制度 推進会議 書面開催内容取りまとめ

令和3年7月末現在

	市としての対応		区・自治会	自主防災組織	民生委員・児童委員	消防団	社会福祉協議会
<p>1-① 名簿情報の避難支援者等への的確な提供について 避難行動要支援者のうち、施設入所者や病院入院者を除外するに当って、必要となる入退所・入退院の情報が市では十分に把握できない 記入依頼内容 ①意見 ②貴団体として取り組めること ③他団体が取り組むことが望ましいこと 表中「-」は未記入を示す</p>	<p>◎名簿登載者に対し、施設や病院に入退所時等には、連絡をいただくよう再依頼する。 ◎三田ケアマネジャー協会、相談支援専門員連絡会に対し、各事業所が担当するサービス利用者の施設等への入退所があった場合に、市に対しその内容を報告いただけるよう、協会等加入者に依頼してもらう旨の文書を送付する。 ◎入所施設に対しても同様に依頼する。</p>	①	縦割り行政に問題がある	市で不同意とカウントするのではなく、家族の意向確認が必要。地域では「登録はあるが不在」とし、最低年に一度は自治会長が確認すべき	民生委員は毎年高齢者調査で訪問して情報を得て、日常の見守り支援を行っている。施設入所者等は詳しい内容は聞きませんが、入退所の情報すら知らせていただけません。	日々移り変わる入所者をリアルタイムで把握することは困難である。	当事者やその家族から入所や入院の情報を届け出てもらい流れが必要
		②	情報を施設と共有することにより、施設が必要とした場合に対応策を用意する	防災委員及び会長会にて密な関係維持のための提案を行う	高齢者調査で上がってくる人の支援は今後も続けるが、高齢化の急速な進展の中で民生委員の負担が大きくなる	特になし	名簿のあるなしに限らず日頃からの地域でのつながり作りが大切であることの啓発。日頃のつながりの中から施設入所などの情報を知り得ることもある。
		③	-	-	自治会・民生委員・近隣で力を合わせて地域で支援を望まれている方を把握して協力体制を作っておくことが望ましい。	対象入所施設からの情報提供	-
<p>1-② 名簿情報提供の不同意者について 名簿情報の提供に不同意の理由が自力避難可又は家族等支援者の存在であるが、家族等の不在などでその支援が不確実であることを回避するため、名簿提供の同意を拡大する必要があり、チラシ等による啓発を行うが、加えて地域での働きかけが必要である。 記入依頼内容 ①意見 ②貴団体として取り組めること ③他団体が取り組むことが望ましいこと 表中「-」は未記入を示す</p>	<p>◎三田ケアマネジャー協会、相談支援専門員連絡会に対し、担当しているサービス利用者への同意・不同意の確認と、不同意の場合に同意を促してもらうよう、協会等加入者に依頼する文書を送付する。 ◎新規登録時や変更申請時に同意を呼びかける文書を送付する。</p>	①	避難行動要支援者制度の趣旨を住民に理解してもらうためのPR活動の充実が必要	不同意者については、まったく情報がないので、危機管理課での積極的な動きが必要	-	マイナンバー制度の情報を活用できないか？必要以上に同意を求めるとはならず自主避難体制を構築するほうが災害発生時にも効果がある。不同意から同意へのさらなる啓発以上に自助共助へのさらなる啓発を求め	地域での働きかけにより、制度そのものの浸透を図るべく、理解者を広げ、支援者となり得る人から要支援者に登録推奨していくことが有効。要支援者の発掘は、それぞれの地域で方法を考えるのが必要なプロセス。
		②	同意拡大のためのチラシ等の資料の配布	避難行動要支援制度についての勉強会を行い、登録者を増やす際には委員が詳細の説明を行えるようにしたい	高齢者調査や行事等での気になる人への声かけ	特になし	制度そのものの理解を促す場面で日頃のつながり・見守り・支え合いについて、地域の人と一緒に考える
		③	-	-	地域の中で一番大きな団体である自治会で役員だけでなく継続的に見守りしてもらえる近隣の方の協力を得る、自治会不加入や付き合いを拒否する人もいるが、近隣の情報が一番	制度自体の普及	-

避難行動要支援者支援制度 推進会議 書面開催内容取りまとめ

令和3年7月末現在

	市としての対応	区・自治会	自主防災組織	民生委員・児童委員	消防団	社会福祉協議会	
<p>1-③ 名簿情報への漏れ落ちや内容更新への対応について</p> <p>名簿登録の漏れ落ちを防ぐため、啓発を進めるが、市では地域内や日頃の生活などの情報が把握できない。また、外国人、妊産婦、乳幼児などは時間経過とともに更新が必要であるが、その情報も十分でない。</p> <p>記入依頼内容 ①意見 ②貴団体として取り組めること ③他団体が取り組むことが望ましいこと 表中「-」は未記入を示す</p>	<p>◎新規登録時や変更申請時に登録を呼びかける文書を送付する。</p> <p>◎妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人について、名簿更新基準(妊婦は産後1年後まで、乳幼児は就学まで、日本語に不慣れな外国人は在住時のみ)を定め、それに従い名簿を整理する。</p>	①	縦割り行政の解消と個人情報保護法がこの活動の障害となっていることの解決策の提示、地域との連携が必要	年に一度は自治会長が挨拶等を行う際に確認すれば内容更新は可能	個人情報保護の関係から、名簿をいただいた家庭への訪問・見守りはできるが、その他は雑談や近隣の人からの通告や情報があれば、日頃の挨拶から顔見知りとなり、悩み事を聞くなどの機会を得る	市内すべての地域性を把握し、それに応じての対応は不可能。対象者に向けた啓発よりは全市的に制度自体の普及が重要	地域での働きかけにより、制度そのものの浸透を図るべく、理解者を広げ、支援者となり得る人から要支援者に登録推奨していくことが有効。要支援者の発掘は、それぞれの地域で方法を考えるのが必要なプロセス。
		②	自治会入退会時に要支援者へ登録変更手続きを推奨することを事務手続きフローに組み込む体制づくりを検討する	防災部会で災害時協力員を募集している。今後も語学の得意な方など広く募集を続ける	同上	特になし	制度そのものの理解を促す場面で日頃のつながり・見守り・支え合いについて、地域の人と一緒に考える
		③	-	民生委員との協力体制	-	関係機関との連携(システムの統合者)	地域内で話し合える場をつくる
<p>2-① 支援体制の構築(支援者の確保)</p> <p>要支援者の約半数が「避難支援者なし」であるが、個々人だけの対応では支援に限界があり、災害発生時での初動体制や地域での支援者がつながる体制の構築が必要である。また、地域内でも避難支援者の掘り起こしが十分にできていないこともあり、支援者確保のため、広く支援者や団体等を募集し、人材バンクを構築する。</p> <p>記入依頼内容 ①意見 ②貴団体として取り組めること ③他団体が取り組むことが望ましいこと 表中「-」は未記入を示す</p>	<p>◎区・自治会に対し、民生委員を含めて、地域の支援体制の構築してもらおうよう依頼する。</p> <p>◎避難支援者を募り、登録する仕組みについて検討する。</p>	①	ボランティアによる支援体制のみならず、自治会などの組織による組織的な支援体制の構築が必要。支援体制の充実に最も必要なのは、地域の絆や隣近所の支え合い等良好な人間関係に根差したコミュニティの形成による支援体制の構築である。	付き合いの問題もあるが、近隣の協力が絶対に必要。会長が全員に連絡するのは大変な仕事である	-	要支援者がいない事業所に協力依頼する	地域が主体となって災害時対応をどう取り組むのかが根本であり、人材バンクの構築ありきではなく、先進事例の紹介など検討材料を示すことがスタート
		②	支援体制構築の啓発活動	災害時の協力員の募集	市全体での詳細は明確ではないが、中心は区・自治会で、民生委員は自治会からの協力要請があれば、自分の家族の安全を確認してから、動くことになっている	分団での班分けがある為、被災地エリアの担当班が活動にあたることになるので、支援者として活動することは可能だが、救助や消火活動が優先される	検討の場への参画
		③	-	-	地区によっては、自治会や民生委員が援助する体制を定めているところもあるが、場合によっては動けないこともあるので、日頃からの近所の方との良好な関係が大切	特になし	-

避難行動要支援者支援制度 推進会議 書面開催内容取りまとめ

令和3年7月末現在

	市としての対応	区・自治会	自主防災組織	民生委員・児童委員	消防団	社会福祉協議会
2-② 名簿情報の活用 名簿情報はその提供先の代表者のみが管理しており、十分な活用が図られていないため、活用した取り組みを紹介するなどして、より有効な活用を促し、地域内での交流等により要支援者と支援者の顔が見える関係づくりを促進する。また、名簿提供先を社会福祉協議会やマンション等管理組合などに拡大する。 記入依頼内容 ①意見 ②貴団体として取り組めること ③他団体が取り組むことが望ましいこと 表中「-」は未記入を示す	◎個人情報保護の観点を整理する。 ◎名簿情報の共有先の拡大を検討する。	① 名簿情報取扱いの法的規制の在り方が問題であり、自治会による柔軟な活用ができるようにすることが必要。特に自治会未加入のマンション等の住民との情報共有のあり方について活用推進可能な法的整備を希望する。	必要性はわかるが、個人情報であることから、情報が洩れる心配で登録者が減ることが考えられる。	限られた人のみが情報を知っている現状では大災害時での行動は起こせない。当事者の了解を得ることができるなら、もう少し拡大してもよいのではないか	地域の防災訓練等での活用	-
		② 個人情報取扱いに関しては、団体は法的知見が脆弱であり、行政の指導なしでに取り組むのは困難。	毎年班長が変わるたびに避難行動要支援制度についての勉強会を防災委員を通じて開催できる体制づくり	日頃お目に係れる機会を増やし、良い関係を築いておく	活動内容が救助活動や避難誘導となれば活用できる	-
		③ -	-	-	拡大が望まれる	-
2-③ 支援制度ガイドラインの作成 現在のガイドラインは平成27年以降更新できておらず、支援の流れや支援方法が理解できていない状況がみられるため、具体的な対応などを確認できるものを作成する。 記入依頼内容 ①意見 ②貴団体として取り組めること ③他団体が取り組むことが望ましいこと 表中「-」は未記入を示す	◎支援制度ガイドライン(案)を作成し、意見照会する。	① 名簿情報の活用に関し、課題解決の方法について内容を充実させてほしい。	意見交換会の開催希望	よろしくお願いします	多枚数であり理解しにくい。複雑すぎる内容を簡潔明瞭に変更する	地縁組織や関係機関等との話し合いの場を持ち、意見を十分聞きながら三田の実情に応じた内容とすることが重要
		② 作成されたガイドラインのセミナー等勉強会の開催企画	-	-	特になし	話し合いの場への参画
		③ -	障害福祉課や介護保険課からの意見を聞きたい	-	特になし	-
3-① 個別避難計画作成対象者の選定と自助の促進 個別避難計画作成対象者は危険区域内に限っても約500人あり、全員作成には多大な時間を要するため、さらなる絞り込みを行い、より支援を要する人から作成す優先的に作成する必要がある。また、要支援者については、日頃からの自助の取り組みの必要性を理解してもらう必要がある。 記入依頼内容 ①意見 ②貴団体として取り組めること ③他団体が取り組むことが望ましいこと 表中「-」は未記入を示す	◎作成方法の確定を急ぎ、説明会を実施する。	① 制度の実効性を高めるには個別避難計画の作成が必要。作成の優先順位をつけての取り組みも必要。	自助と言っても障害のある人にとってはその障害によりできないことの方が多し。自助という言葉が簡単に使われすぎている	要支援者名簿に民生委員の欄があるが、それによりほとんどの人が民生委員が援助に来ると思っている。日頃から自助・共助・公助の話をしているが、近所との関係を大切にしたい	個別に作成するのは困難であるため、近隣の共助が望まれる	計画の作成に向けて、関係者それぞれの役割があるので、お互いの役割をお互いが分かっている状態にしていくことが大切
		② 個別避難計画作成の推進を目的とした情報交換の場を設ける	-	区・自治会との協力はしていきたい	参加する防災訓練等での広報活動	法人として制度について共通認識を図る
		③ -	-	-	特になし	-

避難行動要支援者支援制度 推進会議 書面開催内容取りまとめ

令和3年7月末現在

	市としての対応	区・自治会	自主防災組織	民生委員・児童委員	消防団	社会福祉協議会	
<p>3-② 防災と福祉の連携促進事業 個別避難計画の作成には、福祉専門職の参画が不可欠であり、また計画策定対象者の選定や作成の同意を得るためにはそこからの働きかけも重要であることから、地域と福祉専門職のつながりを構築する必要があります。 記入依頼内容 ①意見 ②貴団体として取り組めること ③他団体が取り組むことが望ましいこと 表中「-」は未記入を示す</p>	<p>◎三田ケアマネジャー協会、相談支援専門員連絡会に対し、個別避難計画策定時の参画とサービス利用者への作成同意の働きかけを、協会等加入者に依頼してもらう文書を送付する。</p>	①	個別避難計画は福祉専門職の参画により計画内容の充実が期待できる。実際にけやき台自治会では、モデル事業で福祉専門職の参画により計画内容の充実が図られた。	富士が丘としてはようやく避難行動要支援者について考えられるようになってきたところであり、他との連携まで考える余裕がない	-	民間を含め、福祉専門職との連携が望まれる。個人として身体状況をリアルタイムで確認できる、他機関との共通のシステムを構築する	支援体制の連携強化のための地域と福祉専門職のつながり構築は日常のつながりや助け合いに通じる。災害と福祉の両面から当制度を進めることで地域の基盤づくりにつなげたい
		②	団体構成員に対する情報交換会等の開催	まずは避難行動要支援者に登録されている人を各庁目の会長にしっかり把握してもらうこと。災害時に一人も漏らすことなく声かけが行えるような体制をつくるのが目標	民生委員の活動は多岐にわたる。要支援者の中には日頃関わっている人が多くおられる。協力は惜しまないので、各専門職や自治会等、防災リーダーの方々、指導を願う	特になし	福祉専門職がより良い形で個別避難計画の策定に参画できるよう事前調整を図る
		③	-	-	-	-	特になし
<p>その他自由意見 表中「-」は未記入を示す</p>	<p>◎説明会等には、防災部局に加え、福祉部局も出席する。</p>	<p>提供されている名簿様式が活用時に検索しやすく、ストレスを感じる。添付図面も図郭が使いづらいため、各自治会でカスタマイズできるような情報提供が望む。</p>	<p>市役所からは介護保険課や障害福祉課も出席すべき。以前障害福祉課で障害者への避難行動を確認したら、それは危機管理課だと言われた。障害に対しどのような対応が必要なのかかわかるのは、障害福祉課である。災害時に責任のなすりつけ合いがあってはならない、そうならないためにも介護保険課や障害福祉課も同じ席に着いて、話し合いを進めるべき。</p>	-	<p>災害時、特に風水害の場合、屋外において消防団員が要支援者の安否確認や避難誘導する際に紙媒体の名簿では風雨により損壊する恐れがあるため、現在使用している消防団タブレットへ活動上必要最小限の名簿情報を入力することはできるのか</p>	<p>本気で取り組むなら、現状の確認と目指すべき状態を設定し、中長期的な目標設定で取り組まなければ中途半端なままのような気がする。また、地域の現状が分からなければ団体として取り組めることがずれてくるかもしれない。また、地域の主体的な取り組みとして、制度そのものの理解や主体形成のための働きかけは不可欠であるし、災害時だけに焦点を当てるといよりはそこをきっかけに日常の中で見出していくものも多い。地域の現状を知るのがスタートで、区・自治会域における話し合いの場の設定から進める必要がある。</p>	

避難行動要支援者支援制度 推進会議 書面開催内容取りまとめ

令和3年7月末現在

	ケアマネ協会	相談支援専門員	身体障害者福祉協議会	手をつなぐ育成会	国際交流協会	
<p>1-① 名簿情報の避難支援者等への的確な提供について 避難行動要支援者のうち、施設入所者や病院入院者を除外するに当って、必要となる入退所・入退院の情報が市では十分に把握できない</p>	①	-	施設・病院側に説明し、協力を得ることが必要	大災害時には公的支援は受けられないと考えるべきで施設・病院で対応するしかない	-	地域での避難支援活動を行うためにも施設入所者や長期入院者をできるだけリアルタイムに把握することは重要。そうでなければ避難支援の遅れにつながる可能性が高くなる。ケアマネがついている人は入退院時に施設と福祉関連機関との連携はできていると思うので、そこと支援制度との紐づけができればよいのではないか。
	②	全員がケアマネージャー協会には加入していない。協会の加入者に情報提供の協力を促すことは案内・通知として協力できるかもしれない	施設団体連絡会等施設関係者をつなぎ説明の場や機会を設けることは可能	障害者をできるだけ細分化して同じ障害の人のつながりを強化しておく	-	-
	③	-	市外の施設や病院に入所入院している人はどうするのか。兵庫中央病院では待合で電子広告が流れる	施設単位・病院単位で名簿をつくる。施設・病院近くの地域住民と日頃からの理解・協力関係を築いておく	-	施設・病院一入退の報告、福祉専門職・市福祉部局一入退の報告を受け、危機管理課へ連絡、危機管理課一連絡を受け名簿のメンテ、避難対応団体一名簿の管理
<p>1-② 名簿情報提供の不同意者について 名簿情報の提供に不同意の理由が自力避難可又は家族等支援者の存在であるが、家族等の不在などでその支援が不確実であることを回避するため、名簿提供の同意を拡大する必要があり、チラシ等による啓発を行うが、加えて地域での働きかけが必要である。</p>	①	-	「災害に備えて」と思っている、いざ災害を実感、経験しないと危機感のない人がほとんど。その中で、個人情報等を他者に提供することはハードルが高いのではないかと。	大災害時は想定外のことが起こるため、障害の有無に拘わらず自分の命は自分で守るが大前提であり、自助の取り組みが大切。そのために名簿に登録し、極小さな地域の人に知っておいてもらうこと、大災害時は公助は当てにならないことを理解すべきである。	-	家族の支援や自力避難ができるという理由で不同意の人は遠慮があるからではないか？しかし、要支援者は地域で支えていかなければいけない。自主避難や家族支援などの項目は設けず、あなたは対象者です。支援不要の場合は理由を書いてください。とすれば支援を受けやすいのではないかと。一番関わっているケアマネや民生委員との連携が大切です。
	②	行政からの協力依頼等を会員に伝えること	福祉サービスを利用している障害者や家族には担当の相談支援専門員やきいてネットから働きかけができる	日頃から防災セミナーに参加し、会員に情報提供を行う。登録する以上は、近隣に公開することを周知する。	-	-
	③	-	各地域で避難訓練を行い、災害を身近に感じる必要がある。避難の時にどれだけ大変か、助け合いが大事かを実感、近所との顔の見える関係を築いておくことによって、隣近所に頼ろうという気持ちになるのではないかと。	-	-	申請書の作成者一申請書のフォーマットを検討、ケアマネや民生委員との連携

避難行動要支援者支援制度 推進会議 書面開催内容取りまとめ

令和3年7月末現在

	ケアマネ協会	相談支援専門員	身体障害者福祉協議会	手をつなぐ育成会	国際交流協会	
1-③ 名簿情報への漏れ落ちや内容更新への対応について 名簿登録の漏れ落ちを防ぐため、啓発を進めるが、市では地域内や日頃の生活などの情報が把握できない。また、外国人、妊産婦、乳幼児などは時間経過とともに更新が必要であるが、その情報も十分でない。	①	-	ここ数年啓発を積極的に行っているが、まだ避難行動要支援制度について知らない人もいる	名簿情報は毎年確認・更新すべき。不同意の人の気持ちが変わるような取り組みが必要。	-	年4回再調査を行っているのであれば、施設入所者以外はほぼ対応できる。妊婦なら出産予定日を、乳幼児は生年月日を申込書に記載して、6歳までとか線引きすればよい。再調査が年1回程度であれば、施設との連携や期限管理がさらに必要である。
	②	-	福祉サービスを利用している障害者には相談支援専門員から登録や更新について声かけができる	支援が必要な人は必ず登録するよう指導する。	-	外国人に関しては日本語のスキルや家族や周りの状況によって必要度が大きく違う。少しでも外国人の情報があり、全体を把握しやすい国際交流協会でも連携できればいいと思う。
	③	-	外国人は市国際交流センター、妊産婦・乳幼児は健康増進課・子育て相談窓口など既存のあらゆる関係機関・窓口と連携しながら進める	-	-	新規一転入は市民課、介護や障害認定は福祉部署から連絡。廃止一施設や病院から連絡が伝わるように、転出・死亡は市民課、妊婦・乳幼児は期限を設ける。更新一年4回調査ならその範囲で
2-① 支援体制の構築(支援者の確保) 要支援者の約半数が「避難支援者なし」であるが、個々人だけの対応では支援に限界があり、災害発生時での初動体制や地域での支援者がつながる体制の構築が必要である。また、地域内でも避難支援者の掘り起こしが十分にできていないこともあり、支援者確保のため、広く支援者や団体等を募集し、人材バンクを構築する。	①	-	主婦や大学生は日中在宅していることが多い、学生にネットを活用して広報、登録してもらおう。要支援者の情報(地域、年齢、性別、介助内容)をネットで公開し、支援できる人を募る。地域の困りごとを地域の人が解決できるような取り組みをネットを活用して行っている他県の取り組みを参考に	高齢化の進行により、老々介護の状態が進んでいる。自助・共助の考えをもち、日頃からの地域とのつながりを大切にしておきたい	-	今後高齢者比率が高くなることを考えると、フォロー体制づくりが必要。支援体制では事前に誰が誰を支援するかを具体的に伝えておかないと機能しない。一般の住民はどこに要支援者がいるのかわかりません。地域内で誰が誰を支援すると個別避難計画をきちんと作成することが大切。ただ、支援を頼まれた人の負担感がないよう一人の要支援者に3、4人くらいの支援者が担当するのが望ましい。
	②	協力依頼があったときに理事会を開き、理事会員の意見のもと確認する	連絡会等で人材募集の呼びかけ	高齢障害者が中心で要支援者ばかりの団体になっている。日頃からの地域とのつながりを大切にしよう話し合いたい。	-	現在外国人への特別な支援体制はないが、言葉や文化、イデオロギーの問題など地域だけでは難しいところもある。また外国人に接する機会が少ないため意思疎通に不安を感じる地域担当者も多い。コミュニケーションサポート機関として関わることができればよい
	③	-	市若者のまちづくり課等を通して学生への働きかけ	地域の既存の運動グループの力を借りる	-	市一個別避難体制のマニュアルづくり、自治会の支援体制の確認、サポート。自治会一マニュアルに沿った割り当て、個々の住民への依頼

避難行動要支援者支援制度 推進会議 書面開催内容取りまとめ

令和3年7月末現在

	ケアマネ協会	相談支援専門員	身体障害者福祉協議会	手をつなぐ育成会	国際交流協会	
2-② 名簿情報の活用 名簿情報はその提供先の代表者のみが管理しており、十分な活用が図られていないため、活用した取り組みを紹介するなどして、より有効な活用を促し、地域内での交流等により要支援者と支援者の顔が見える関係づくりを促進する。また、名簿提供先を社会福祉協議会やマンション等管理組合などに拡大する。	①	-	住民の多くが災害時の自助共助の大切さが実感できていないため、個人情報を守ることの方が優先されてしまう。何故この名簿を活用する必要があるのか、活用することでどのように一人一人の安全に活かされてくるのかを目で見て学ぶ機会が必要	活用できている自治会はあるのか？	-	個人情報保護が前面に出すぎると避難活動に支障をきたす。自治会長は毎年変わるので長期的には多くの人を知ることになる。管理組合は全戸加入が多いので、自治会未加入者の補填のために良い。継続的に任用され、高齢者や障害者と日頃関わりの多い民生委員や福祉専門職との連携が大事。自治会でなく、民生委員が名簿管理するのが一番スムーズ
	②	-	-	名簿を提供いただければ、手分けして年3回ほど電話で声かけができる	-	-
	③	-	各市民センターや集会所等、小学校の体育館等で地域単位で自助共助によって避難するまでのVTRや名簿情報を活用されている実際の取り組みなどを学ぶ勉強会を開催する	-	-	-
2-③ 支援制度ガイドラインの作成 現在のガイドラインは平成27年以降更新できておらず、支援の流れや支援方法が理解できていない状況がみられるため、具体的な対応などを確認できるものを作成する。	①	-	ガイドラインには避難時の支援が約束されたものではなく、責任も伴わないと明記されているが、この根本的な所でさえ、理解されていない人が多い。今あるガイドラインとは別に要支援者に配布する用のわかりやすい簡潔なガイドラインが必要	大災害時、ガイドライン通りには行かない	-	-
	②	協力要請に応じ、理事会員の意見を踏まえ対応する	作成に向けてのワーキングチームの一員として一緒に考える	自助の第一歩は登録すること、地域の人に知ってもらうこと	-	-
	③	-	ガイドラインの作成には、県広域防災センターの出前講座を利用するのはどうか	-	-	-
3-① 個別避難計画作成対象者の選定と自助の促進 個別避難計画作成対象者は危険区域内に限っても約500人あり、全員作成には多大な時間を要するため、さらなる絞り込みを行い、より支援を要する人から作成す優先的に作成する必要がある。また、要支援者については、日頃からの自助の取り組みの必要性を理解してもらう必要がある。	①	-	災害危険区域では要支援者を含めての避難訓練が行われているのか？	個別避難が必要な人は全員名簿に登録できているのか？隠されている人はいないのか？	-	誰が誰を支援する、どんな時にどうするという具体的支援計画を明確にしておくことが大切。また計画に従った訓練をする必要がある。
	②	協力要請に応じ、理事会員の意見を踏まえ対応する	既に福祉サービスを受けている障害者には担当相談支援専門員がついており、障害者側から自分の個別避難計画を早く立ててほしいとの声が届いている。希望者にはこちらから積極的に進めていきたいが、どのようにすべきか悩んでいる。	同じ障害の人はつながりやすい。個別避難は難しいが、声かけぐらいはできる。	-	外構人の支援に必要な通訳や初動などの支援、多言語ややさしい日本語での文書の作成
	③	-	-	-	-	-

避難行動要支援者支援制度 推進会議 書面開催内容取りまとめ

令和3年7月末現在

	ケアマネ協会	相談支援専門員	身体障害者福祉協議会	手をつなぐ育成会	国際交流協会	
<p>3-② 防災と福祉の連携促進事業 個別避難計画の作成には、福祉専門職の参画が不可欠であり、また計画策定対象者の選定や作成の同意を得るためにはそこからの働きかけも重要であることから、地域と福祉専門職のつながりを構築する必要がある。</p>	①	-	現状として福祉専門職と地域がつながるきっかけ、場所はほとんどないため、積極的に作っていくことが必要	福祉専門職と地域の人がつながるのは非常に大切であるが、要支援者及び家族が日頃から地域の人とつながっておくことの方がもっと大切である。	-	福祉専門職や民生委員との連携無しではできない
	②	-	宝塚市の地域福祉研修で、地域の福祉専門職同士が分野の域を超えて、住民と専門職と一緒に考える機会があり、ケアマネ、相談支援専門員、福祉施設職員、住民活動者との交流は有意義であった。三田でもこのような機会を設けたいと考えている、危機管理課と一緒にできればと思う	会員になってもらい、日頃から防災意識を持っていただくよう、研修・啓発に努める。	-	-
	③	誰がケアマネージャーとして要支援者を担当しているかはわからない。行政や支援センターが間に入り、地域と福祉専門職を繋げる必要がある	-	-	-	-
<p>その他自由意見</p>	-	一人一人が災害の怖さ、命を守るために自助共助の大切さを体感することがこの制度を進める上で必要。県広域防災センターの体験や出前講座を利用してはどうか？	登録する以上非公開はおかしい。身障協にも公開してはどうか？	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿提供者の個人情報をごとまでオープンにするのか？現在は自治会の役員までも見れるので不安である。 ・自分の家族だけで近所の人まで助けられるのか不安である。 ・障害者が一般の人と同じ避難所で対応できるのか不安であるが、福祉避難所は遠くて大変 ⇒ 名簿情報の管理はその扱いに関する協定を結び、利用目的外の使用禁止を徹底しており、個別計画についても同様に考えています。地域の共助の中で逃げ遅れる人をなくそうというのが制度の趣旨です。 	<p>支援制度に今まで直接関わっていないので、実情がよくわからない。支援体制などの基本的な説明資料が欲しかった。市の基準外で支援が必要な人に制度や申請方法などがどの程度周知されているのか、必要な人に行き届かねば意味をなさない。妊婦や乳幼児がいる人には検診時などでの案内、外国人にはやさしい日本語や多言語で案内を作成し、転入時に申請するかどうか確認するようきめ細かい対応が必要。主教上の制約など私たちも理解が必要なことが多くある。外国人だけでなく基準内の高齢者や障害者などにもどのようなときにどんな支援が受けられるか、具体的なわかりやすい資料を作成し理解してもらうことが大切</p>	